

長崎県柔道場連盟規約

第1章 総 則

第1条 本会は、長崎県柔道場連盟と称し、長崎県柔道協会に加盟する。

第2条 本会は、柔道の普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務所は、会長の指定とする所に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- ① 柔道人口、底辺の拡張並びに選手強化。
- ② 柔道大会の開催並びに後援。
- ③ その他必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会への加盟は、長崎県内に位置する道場又はクラブ団体とする。

第6条 加盟団体は、毎年年会費 2,000 円を納入しなければならない。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ① 会 長 = 1名 | ② 副会長 = 若干名 | ③ 理事長 = 1名 |
| ④副理事長 = 3名 | ⑤常任理事 = 8名 | ⑥ 理 事 = 若干名 |
| ⑦ 監 事 = 2名 | ⑧ 事務局 = 若干名 | |

第8条 役員選出は次により行い、その任期は2ヵ年とし、再任を防げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

- ① 会長、理事長は、常任理事会で選任し総会で承認を得る。
- ② 副会長・副理事長・監事は、長崎地区、佐世保地区、中地区から選任する。
- ③ 常任理事は、理事の互選とし、総会で選任する。
- ④ 理事は、各団体から1名選任する。ただし、会長、副会長、理事長、副理事長選任の団体は、別に、1名の理事を選出する。
- ⑤ 事務局は、会長の一任とする。

第9条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

第11条 理事長は会長の命を受け、会務を掌理する。

第12条 副理事長は、理事長を補佐する。

第13条 常任理事は、常時会務に参画する。

第14条 理事は、この会の運営に当たる。

第15条 監事は会計を監査し、結果を会長に報告の上、総会の承認を受けなければならない。

第16条 本会に、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第5章 会 議

第17条 会議は総会および臨時総会、常任理事会とし、会長が召集する。

第18条 総会は年1回行い、事業・決算報告および事業計画・予算を審議する。

第19条 臨時総会は必要に応じて開催する。

第20条 常任理事会は、必要に応じて行う。

第21条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第22条 緊急を要する事項は会長の専決とし、次の総会で報告するものとする。

第6章 会 計

第23条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

第24条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第7章 懲 罰

第25条 本会の目的に反する行為があるときは、総会の決議を経て、団体および個人の除名をすることができる。

第8章 慶 弔

第26条 連盟役員直系の父母、配偶者の死去の場合は、花輪を送る。

第9章 激 励

第27条 これからの各道場発展のため、道場連盟加盟後10周年毎に、激励費として1万円(申告制) また、10年単位での記念大会へは、激励費として2万円寄付する。(申告制)

[附 則]

- ① 本会則は、平成2年9月1日から施行する。
- ② 本会則は、平成12年7月29日一部改正する。(総則、役員、会議)
- ③ 本会則の改正は、総会又は臨時総会の承認を得なければならない。
- ④ 本会則は、平成17年4月23日一部改正する。
- ⑤ 本会則は、令和6年10月14日一部改正する。